

阪南市立保育所 会計年度任用職員（保育補助員：夕方）登録者募集要項

こども未来部 こども政策課

1. 職種・人数 保育補助員(夕方) 1名程度
選考を経て登録者名簿に登録された方より必要な人数に応じて任用します。
人数は、退職者等の状況や試験結果により変更することがあります。
2. 業務内容 延長時間帯のクラス保育、異年齢保育を行う。日中の子どもの様子を引き継ぎ、必要事項を保護者に伝える。迎えの保護者に帰し、降所の確認をする。等
3. 任用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
※年度ごとの任用となります。勤務実績に応じて再度任用となる場合があります。
また、退職者等の状況により、年度途中からの任用となる場合があります。
4. 応募資格 特になし
但し保育士（国家戦略特別区域限定保育士及び地域限定保育士を含む）有資格者を優先（令和8年3月末までに取得見込の方を含む）
地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方。
（欠格条項）
 - 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - 2 阪南市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5. 勤務条件等

勤務日	月～土曜日 週6日勤務（土曜日については勤務を要しない場合があります。） なお、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始は休みですが、行事等により変動する場合があります。
勤務時間	15：30～19：00のうち2時間～3.5時間のローテーション勤務（休憩時間はありません）
勤務場所	阪南市立保育所（石田保育所、下荘保育所のいずれか）
報酬等	時給 1,432 円（地域手当相当分含む）
各種手当	費用弁償（通勤費）、期末手当、勤勉手当の支給はありません。 車通勤の場合は全額自己負担により保育所敷地外で駐車場の確保が必要です。
休暇制度	任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇や特別休暇（忌引休暇など）があります。
社会保険	労働者災害補償保険（労災） （健康保険、厚生年金保険、雇用保険は対象外です。）

※その他、勤務条件について、協議を要するときは、こども政策課長と保育所長で協議します。

6. 申込方法 以下の書類を、阪南市役所こども政策課に持参又は郵送してください。
①履歴書
②保育士資格をお持ちの場合は、資格証明書又は取得見込証明書の写し（コピー）
※応募書類は、返却しません。
7. 受付期間 令和8年 1月 30日（金）まで（閉庁日を除く）
8. 選考方法 作文及び口述試験（個別面接）
令和8年 2月 8日（日）予定
平日の試験を希望する場合は、申し込みの際に申し出てください。

（注意事項）

- 不合格者は、試験における本人の成績及び基準点の開示請求ができます。なお、請求期間は、結果通知の翌日から起算して2週間以内です。
- 会計年度任用職員として採用されると、一般職の地方公務員となり、服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。
- 採用にあたっては、児童福祉法に基づき、データベース（保育士特定登録取消者管理システム）を活用することとし、児童に性暴力等を行ったこと等が判明した場合には採用されないことがあります。
- 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め、任用前において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

（問い合わせ）

阪南市役所 こども未来部 こども政策課
〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35-1
電話 072-489-4518